

令和7年度 地方税制改正(案)について

税務課

1 個人市民税

個人住民税について、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講ずる。(令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用)

◎ 給与所得控除の見直し [所得税と同様]

給与所得控除の最低保障額について、**65万円**(現行55万円)に上げる。

◎ 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設 [所得税と同様]

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子(19歳以上23歳未満)等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入する。(控除額:最高**45万円**)

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

◎ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ [所得税と同様]

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、**58万円**(現行48万円)に上げる。

※個人住民税にかかる制度改正は、今後の国の動向によって変更となる場合があります。

2 固定資産税

◎ 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長

中小企業が先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等に係る課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限を2年に限り延長する。

3 軽自動車税

◎ 二輪車の車両区分の見直し(軽自動車税(種別割))

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とする。
（令和7年4月1日施行）

小型バイクの新区分

運転できる免許区分	総排気量	軽自動車税額 (年)	ナンバープレート
原動機付自転車など	50cc以下 →生産販売が縮小 新基準原付 125cc以下 (最高出力4.0kW以下)	2,000円	白色
	普通二輪（小型限定を含む）など		黄色
	90cc超125cc以下	2,400円	ピンク

※ 現行の50cc原付バイクは、令和7年11月からの排出ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産販売の継続が困難となる。

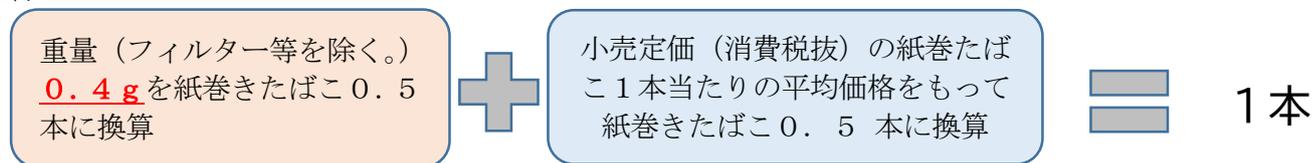
4 たばこ税

国たばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、加熱式たばこが紙巻きたばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から次のとおり見直しを行う。（たばこ税率：15.244円/紙巻きたばこ1本（うち、市町村たばこ税率：6.552円/紙巻きたばこ本））

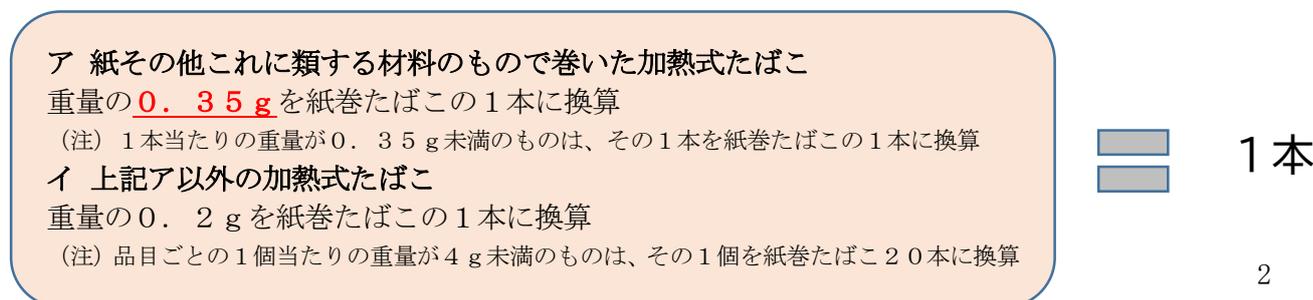
◎ 加熱式たばこの課税方式の見直し

現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとする。

現行



改正後



実施時期については、激変緩和等の観点から、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施する。

令和8年4月～ 現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5
 令和8年10月～ 改正後の換算本数

5 国民健康保険税

◎ 課税限度額の引き上げ（令和7年度から適用）

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げる。

項 目	課 税 限 度 額	
	【現 行】	【改正後】
基礎課税額（医療分）	65万円	66万円
後期高齢者支援金等課税額	24万円	26万円
介護納付金課税額（40～64歳）	17万円	17万円（改正なし）
合 計	106万円	109万円

◎ 税（均等割・平等割）の軽減の対象となる所得基準額の見直し（令和7年度から適用）

- ・ 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を30.5万円（現行29.5万円）に引き上げる。
- ・ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を56万円（現行54.5万円）に引き上げる。

【現 行】

基準額	軽 減 判 定 所 得
7割軽減	基礎控除（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割軽減	基礎控除（43万円）+（被保険者数× 29.5万円 ）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
2割軽減	基礎控除（43万円）+（被保険者数× 54.5万円 ）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下



【改正後】（令和7年度から適用）

基準額	軽 減 判 定 所 得
7割軽減	基礎控除（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割軽減	基礎控除（43万円）+（被保険者数× 30.5万円 ）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
2割軽減	基礎控除（43万円）+（被保険者数× 56万円 ）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下